

第8回 議会改革調査検討特別委員会

平成30年9月14日(金)

10時00分～時 分

第4委員会室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員

【議長団】 川神議長

【執行部】 近重副市長、砂川総務部長、宮崎財務部長、山根総務課長
石原総務管理係長

【事務局】 小川局長 篠原書記 新開書記 鎌原書記

(執行部との意見交換)

議 題

1 通年会期制について

2 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 第4委員会室

「通年会期制」に関する整理

1 法的根拠

地方自治法第 102 条の 2 第 1 項

普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

※ 平成 24 年の地方自治法改正で新設

※ 前条：従前の議会運営の規定

2 概要

議会の会期について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期を定め、年間を通じて定期的に議会審議を行う運営ができるもの

(1) 「通年の会期」とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日まで（1 年間）を会期とするものをいう。

※ 会期とは、議会が会議を継続して行う期間であり、議会は会期中に限り活動能力を有する。

(2) 議会は会議を開く日（定例日）を条例で定める。

※ 定例日：定期的に会議を開く日

※ 予見可能性のある議会とするため

※ 市長は、議長に対し、定例日以外の日において会議を開くことを請求することが可能（随時開催）

(3) 市長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定される。（出席義務の解除手続あり）

(4) 議長には、市長等に議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮が求められている。（第 121 条第 2 項）

(5) 年間を通じて会期中となることから、地方自治法第 179 条の専決処分（特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がない場合の手続）は、制度上成立しないこととなる。

3 通年会期制と現行議会との比較

| | 通年会期 | 現行議会 |
|--------|--|--|
| 根拠法令 | 平成 24 年改正の地方自治法第 102 条の 2 に基づくもの | 地方自治法第 102 条に基づくもの |
| 会期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年間（特定の日から翌年の当該日の前日まで） ・ 条例で定める。 | 会期は、議会が定める（議会を開く度に決定される）。 |
| 招集回数 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回（会期の最初の月） ・ 次期議員選挙があるまで自動更新（みなし招集） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会は、毎年、条例で定める回数招集する。 ・ 定例会の回数は、毎年 4 回 ・ 定例会は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月に招集する。（繰上げ、繰下は可能） ・ 臨時会は、必要がある場合に招集する。 |
| 招集権 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長（実質的には 4 年に 1 度の議員改選時） ※次期議員選挙までは、会期日の到来をもって招集したものとみなされる。 | ・ 市長（年に 4 度と臨時会） |
| 定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会、臨時会の概念はない（※会期が連続しているため） ・ 会議の開催は議長権限 ・ 定期的に会議（本会議）を開く日（定例日）を条例で定める。随時開催（市長請求）は可能 | ・ 定例会（毎年 3 月、6 月、9 月、12 月）と臨時会に区分される。 |
| 委員会区分等 | 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会期中（通年）、常任委員会として活動する。 ・ 制度上、調査会はなくなる。 | 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、調査会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会期中（開会中）は常任委員会として活動する。 ・ 閉会中は調査会を開催する。（常任委員会は、閉会中一切の活動を停止する） |

| | | |
|-----|---|--|
| 運 営 | <ul style="list-style-type: none"> ・制度上、地方自治法第 179 条の専決処分（招集の時間的余裕がない場合等の専決処分）はなくなる。 ・地方自治法第 180 条の専決処分（議会の指定による専決処分）を行うことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第 179 条の専決処分を行うことができる。 ・地方自治法第 180 条の専決処分を行うことができる。 |
|-----|---|--|

4 専決処分の調整

- (1) 第 179 条専決処分の事例（通年会期制下では不可）
 - ア 災害発生時における補正予算
 - イ 解散、欠員等の事由による選挙の執行に伴う補正予算
 - ウ 会計年度末における歳入・歳出等の調整に伴う補正予算
 - エ 会計年度末における法改正等（4/1 施行）に伴う条例改正
- (2) 現行の第 180 条専決処分の項目（専決処分事項の指定）
 - ① 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約の変更契約（軽易な内容のみ）を締結すること。
 - ② 一件 50 万円以下の損害賠償の額を定めること。
- (3) 通年会期制導入に併せ追加を希望する第 180 条専決処分の項目（専決処分事項の指定）
 - ① 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる歳入歳出予算の補正をすること。
 - ② 解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
 - ③ 会計年度末における歳入歳出等の調整に伴う歳入歳出予算の補正をすること。
 - ④ 会計年度末における法律等の改正に伴い必要となる条例の改正であって、法律等の施行に併せて当該条例の改正を行わなければ市民生活又は市の事務に支障が生ずるものを行うこと。